

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会医療法人啓仁会 行動計画

両立支援制度を充実させ、男女問わずワークライフバランスの取れた働き方ができる職場環境を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

2. 内容

目標1：男女ともに育児休業または子の看護休暇の取得促進を図る。

<取組内容>

令和7年4月1日～ 就業規則を改訂し、制度の対象を拡大する。

令和8年4月1日～ 制度に関するチラシ・説明資料を作成し、全職員に周知する。

令和9年4月1日～ 制度利用状況を調査し、状況に応じたさらなる利用促進に向けて
会議検討する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

<取組内容>

令和7年4月1日～ 相談窓口の設置方法について、ニーズ調査、意見交換を行う。

令和7年9月1日～ 相談窓口を設置し、文書の配付等により周知する。

令和8年4月1日～ 相談状況の分析を行い、必要に応じて周知拡充を図る。

目標3：労働者の年次有給休暇の年間取得日数を12日以上とする。

<取組内容>

令和7年4月1日～ 部署内業務の見直しについて、会議検討、分析をする。

令和8年4月1日～ 取得しやすい風土・雰囲気づくりの促進のため、チラシを作成、配布する。

【女性の活躍の現状及び男女の賃金差異に関する情報公表】

男女の平均勤続年数の差異・・・106%

男女の平均年間賃金の差異・・・

86.2%（全労働者）、84.6%（正社員）、90.1%（パート）

管理職に占める女性の割合・・・57%

（令和7年3月10日現在）

掲載日 令和7年4月1日